

[事案 2023-7] 新契約無効請求

・令和 5 年 11 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤信していたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 11 月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申込時、募集人に対して、「死亡時に 2 人の息子に 250 万円ずつ残したい」と伝え、いつ死亡しても 250 万円ずつ残せると思い加入した。
- (2) 募集人からは、70 歳までの払込期間中に死亡したときのみ 250 万円が支払われるという説明は一切なく、70 歳までに死亡すれば 250 万円残せるが、それ以上長生きすれば 50 万円しか残せないと説明されていれば、契約しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時、申立人は 2 人の子に保険金を残したいとの意向を持っており、入院したときにかかる費用や差額ベッド代等の話をする中で、入院保障にも興味をも示した。
- (2) 募集人は、設計書を使用して契約内容を説明し、保険料払込期間中は基本保障が 250 万円であり、保険料払込期間満了後は 50 万円となることを説明した。
- (3) 募集人は、養老保険等もあることを説明したが、結果的には申立人の姉と同じ保険に加入することになった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤信していたことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。